

令和5年塩尻市議会7月臨時会

社会文教常任委員会会議録

○日 時 令和5年7月27日（木） 午前10時43分

○場 所 第一・第二委員会室

○審査事項

議案第2号 損害賠償の額の決定について

○出席委員・議員

委員長	樋口 千代子 君	副委員長	山崎 油美子 君
委員	百瀬 友彦 君	委員	小松 勝子 君
委員	小口 直実 君	委員	平間 正治 君
委員	篠原 敏宏 君	委員	青柳 充茂 君
委員	牧野 直樹 君	議長	古畑 秀夫 君

○欠席委員

なし

○説明のため出席した理事者・職員

別紙名簿のとおり

○議会事務局職員

事務局長	山崎 浩明 君	事務局次長	宮原 勝広 君
事務局主事	清沢 光晴 君		

午前10時43分 開会

○委員長 皆さんおそろいですので、7月臨時会社会文教常任委員会を開会いたします。本日の委員会は、委員全員出席しております。

それでは、審査に入る前に、理事者から御挨拶があればお願いいたします。

理事者挨拶

○副市長 大変お忙しい中、社会文教常任委員会を開催いただきまして、誠にありがとうございます。御提案を申し上げます。つきまして、よろしく御審査を賜りますようお願い申し上げます。

○委員長 ありがとうございました。次に、本日の日程を申し上げます。当委員会に付託された議案は、別紙委員会付託案件表のとおりです。また、臨時会終了後に、当委員会に係る協議会を開催いたします。

それでは、臨時会でありますので、早速、議案の審査を行います。円滑な議事進行のため、委員長の指名を受けた者のみの発言とし、簡潔明瞭な説明、一問一答方式による質問、答弁を心がけていただくよう御協力をお願いいたします。また、発言には必ずマイクを通していただきますようお願いいたします。

議案第2号 損害賠償の額の決定について

○委員長 では、議案第2号損害賠償の額の決定についてを議題といたします。説明を求めます。

○こども課長 議案関係資料3ページを御覧いただきたいと思えます。議案第2号損害賠償の額の決定についての御説明を申し上げます。

1の提案理由ですが、損害賠償の額を決定することについて、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

2の概要ですが、損害賠償の額は53万1,762円、市側の過失割合が100%であります。損害賠償の内訳は、治療費で14万3,118円、休業損害が31万円、慰謝料7万7,400円などが主なものであります。相手方は松本市波田の二木修氏、市内に事業所を有するイトウ住建の社員でありまして、事故時は勤務中であります。事故発生場所は広丘堅石の県道原洗馬停車場線、いわゆる郷原街道でして、原新田の交差点の1つ南手前の名称のついていない交差点付近となります。事故の状況ですが、職員運転の公用車が、北方向へ走行した際、交差点を右折するために停車していた相手方の2トントラック、社有車ですが、こちらに追突し、相手方の頸部等を負傷させてしまったものです。

また、下の囲みは参考でありますけれども、この事故に伴います、相手方のトラックの修理等に係る損害賠償は、さきの令和5年3月定例会において、損害賠償の額の決定の専決処分報告をさせていただいております。

説明は以上です。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長 では、質疑を行います。委員の皆さんから質問ありますか。

○平間正治委員 損害賠償の額等についてもこういうことだということで、それはそれとして、公務中に公用車両の運転で追突ですから、前方不注意だと思うのです。やろうと思って、誰しも事故を起こすわけではないのですけれども、この場合の職員に対する懲罰と言いますか、その区分というのはどのところに該当するのですか。

○委員長 答弁を求めます。

○こども課長 口頭注意となりました。

○平間正治委員 事故も増えていますので、ぜひ、この件に関わらず、職員の交通安全について、もう少し徹底していただきますように要望だけしておきます。

○委員長 ほかに委員の皆さんから質問はありますか。

○篠原敏宏委員 この損害賠償の、要は、実質賠償金は全額保険で補填されていると。2件が別ですよ、物損と対人と。これは保険で全て補填されていると考えてよろしいですか。

○委員長 答弁を求めます。

○こども課長 委員おっしゃるとおりでして、市が加入しております全国市有物件災害共済会のほうから、全額補填されております。

○篠原敏宏委員 分かりました。この額の決定に当たっては、損害保険会社の査定というか、交渉も含めて全て

やっていた、その範囲という理解でよろしいですか。

○**こども課長** さようでした、相手方のおけがの容体、入通院期間、頻度、回数などにより、保険会社のほうで積算しております。

○**委員長** ほかに質問ありますか。よろしいでしょうか。

それでは質疑を終了いたします。これより自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** 次に、議題に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** ないので、採決を行います。議案第2号につきましては、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○**委員長** 異議なしと認め、議案第2号損害賠償の額の決定については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

以上をもちまして、当委員会に付託されました案件につきまして審査を終了いたします。委員長報告につきましては、委員長に一任願いたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、最後に理事者から挨拶があればお願いいたします。

理事者挨拶

○**副市長** 御提案申し上げておりました議案につきまして御審査を賜り、原案のとおりお認めをいただきまして、誠にありがとうございました。

○**委員長** ありがとうございました。以上をもちまして、7月臨時会社会文教常任委員会を閉会といたします。お疲れさまでした。

午前10時51分 閉会

令和5年7月27日（木）

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

社会文教常任委員会委員長 樋口 千代子 印